

平成28年 4月 1日

原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

東北電力株式会社
常務取締役 火力原子力本部
原子力部長 増子 次郎

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より平成28年3月28日付けで届け出ました「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、青森県の組織改正に伴い、これまでの通報連絡先の変更を致します。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

東通原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

現 行	読み替え後	理由
<p>別図2-5 警戒事象発生時の通報経路</p> <pre> graph TD subgraph 現行 [現行] A[事象発見者 (発電課長等)] --> B[発電所警戒対策本部 情報班長 ※2] C[発電所警戒対策本部長 (原子力防災管理者) ※2] -.-> B D[本店連絡責任者] --> E[青森県環境生活部原子力安全対策課] E --- F[青森県原子力センター] E --- G[東通村原子力対策課] E --- H[むつ市防災政策課] E --- I[横浜町企画財政課] E --- J[六ヶ所村原子力対策課] E --- K[野辺地町防災安全課] E --- L[むつ警察署] E --- M[野辺地警察署] E --- N[下北地域広域行政事務組合消防本部] E --- O[北部上北広域事務組合消防本部] E --- P[むつ労働基準監督署] E --- Q[八戸海上保安部警備救難課] E --- R[東通原子力規制事務所] E --- S[東北経済産業局 総務企画部総務課] E --- T[原子力規制委員会 原子力規制庁] E --- U[原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] E --- V[青森県警察本部警備第二課災害対策室] E --- W[オフサイトセンター(事故現地警戒本部)※1] E --- X[陸上自衛隊 東北方面総監部防衛部防衛課] E --- Y[陸上自衛隊 第9師団司令部] E --- Z[資源エネルギー庁 原子力政策課] end subgraph 読み替え後 [読み替え後] A --> B C -.-> B D --> E E --- F E --- G E --- H E --- I E --- J E --- K E --- L E --- M E --- N E --- O E --- P E --- Q E --- R E --- S E --- T E --- U E --- V E --- W E --- X E --- Y E --- Z B --> C C --> D D --> E E --- F E --- G E --- H E --- I E --- J E --- K E --- L E --- M E --- N E --- O E --- P E --- Q E --- R E --- S E --- T E --- U E --- V E --- W E --- X E --- Y E --- Z end </pre> <p>別図2-5 警戒事象発生時の通報経路</p> <p>青森県の組織改正に伴う変更</p>		

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理由
<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2）</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話等によるファクシミリ着信の確認 ↔ : ファクシミリによる送信 —→ : 電話等による連絡 ※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。 ※2 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。</p>	<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2）</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話等によるファクシミリ着信の確認 ↔ : ファクシミリによる送信 —→ : 電話等による連絡 ※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。 ※2 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。</p>	<p>青森県の組織改正に伴う変更</p>

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理由
<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>青森県の組織改正に伴う変更</p>		

■ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
→ : ファクシミリによる送信
—→ : 電話等による連絡
※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

■ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
→ : ファクシミリによる送信
—→ : 電話等による連絡
※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。